

## 英米法における婚約に伴う贈与とその回復

その他のタイトル	Recovery of gifts and property in contemplation of marriage in Anglo-American Law
著者	國府 剛
雑誌名	關西大學法學論集
巻	27
号	1
ページ	45-62
発行年	1977-05-10
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00025930">http://hdl.handle.net/10112/00025930</a>

# 英米法における婚約に伴う贈与と

## その回復

國 府 剛

—

先に「英米法における婚約違反訴訟の問題点」と題する拙稿を発表したが、<sup>(1)</sup>その際触れることの出来なかつた、婚約者間の贈り物についての若干の問題を検討しようとするのが本稿の目的である。わが国においては、婚約に関連する問題としては、結納の問題が思い起されるのであるが、英米法における婚約に関連する重要な問題としては、婚約指環 engagement ring の返還の問題であろう。しかし、イギリスにおいて、婚約違反訴訟が立法により廃止されるに際し、これらの問題も検討され、立法によれば、婚約指環については、無条件の贈与であるとの推定が行われるようになった。<sup>(2)</sup>これによれば、婚約指環の返還請求が認められる場合は少なくなるであろう。

一方アメリカにおいては、婚約違反訴訟を廃止した州でも、依然として、財産上の争をめぐる問題は十分な解決をみたとは言えず、論議を呼んでいるようである。また、婚約違反訴訟を認めている州では、従来贈与物の回復の方

英米法における婚約に伴う贈与とその回復

四五 (四五)

法がとられているようであり、それらの諸点を検討してみたい。

(1) 関西大学法学論集第二五卷第四・五・六合併号三七九頁以下。

(2) Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1970, S. 3 (2).

二

まず最初に、従来の英米法における婚約の解消に伴う贈り物及び財産の回復の問題について検討する。この考え方は、婚約違反訴訟を認めているアメリカの各州においては、現在もなおとられておるようであり一般的であると思われる。この問題を考える場合に、次の四つの場合に分けて考察する。<sup>(1)</sup> 第一は、第三者が婚約者に贈り物をした場合。

第二は、婚約者間の贈り物の場合。第三は、婚約者間で贈与の意思が立証されない場合の、支払われた金銭又は対価を伴わない財産の譲渡の場合。第四は、婚約者同士が、婚姻後使用すべく共同出資をなして一定の財産を購入した場合である。

第一の場合。第三者が婚約者に対して為した贈り物は、反対の証拠がない限り、婚姻の成立を条件とすべきものと推定され、もし婚姻が行われなかった場合には、理由は何んであれ、贈与者に返還されねばならない。<sup>(2)</sup> 若干この問題からは外れるが、第三者から贈られた贈り物が、男性に対して為されたものか、女性に対してなされたものか、両者に共同して与えられたのか、たやすくは識別しえない場合がある。婚姻後、結婚の際の贈り物について争の生じた場合に贈与者の意思が立証されれば、結婚の贈り物が配偶者のいずれか一方もしくは双方に贈られたものであると決定できるであろうが、しかし、贈与者の意思が明らかでないときには、裁判所がその判断をなす権限を有する。そして、

判例は一般に夫の家族及び友人から贈られた金銭及び贈り物はその夫に、妻の家族及び友人から贈られた金銭及び贈り物は妻のために贈られたものと判断している。<sup>(3)</sup>

次に結婚当初はいずれか一方の財産であっても、当事者のその後の行為により合有財産 joint property<sup>(4)</sup>となる場合のあることが認められている。例えば、寝室や居間や応接間等にある家具について争いがある場合に、双方が自分に贈られたものであると主張するときには、裁判所は、当事者が同居し、その家具が両者の共通の部屋で用いられている場合には、それらの情況から、合有財産となる混合財産 mixed property<sup>(5)</sup>であるとの考えをとるようである。<sup>(6)</sup>

アメリカにおける社会的慣習としては、結婚の贈り物は多くの場合花嫁に対してなされるとの事であり、たとい婚約が解消されても、小額の贈り物の大部分はそのまま女性が保持することが認められている。しかし、高価な物になると、その返還の問題は重要となり、その物の返還を請求することは、社会的にみても通常では当然のこととも考えられているようである。

第二の婚約当事者間の贈り物の場合。婚約の解消に伴って生ずる財産関係の問題としてはこの場合が一番問題となるであろう。一般の見解を先に述べると、婚姻の成立を条件としない場合で取扱いを異にする。婚姻の成立を条件としない贈物（例えばクリスマスプレゼント）は回復されない。婚姻の成立を条件とする贈物は、贈与者によって婚約が破棄されたのでなければ回復される。婚約指環については、条件附贈与であるとの推定がある。しかし、その他の場合は、或る特定の贈与が無条件なのか条件付なのかは立証の問題とされているようである。

以上の諸点をもう少し検討してみると、婚約が解消せられたとき、贈与物を返還しなければならないかどうかは、その贈与がなされたときの目的と婚約を解消したときの方法によって定まる。もしも、贈与が婚約前に当事者間でな

されていた場合には、裁判所は、贈与者の好意の表現 *expression of the donor's regard* 又は求婚のための運動 *campaign of courtship* の一手段とみて、その婚約が如何なる理由によって解消されたとしても、贈り物を回復することを認めない。この点については、次の先例が引用されている。

*Robinson v. Cumming, 2 Atk. 409, 26 Eng. Rep. 646 (1742)* の事件では、贈り物を受けた女性が他の男性と結婚したために、その贈り物をした男性から提起された事件である。その判決の中で、*Lord Chancellor Hardwicke* は次の様に結論を下している。「私は、この種の事件には、これらの原則が立てられるであろうと考える。ある男が一人の婦人にしばらく求愛し続けていた場合に、結婚の目的でそれと共にその成功を相当に期待して、かなりの価値の物を贈り、それから後に彼女が彼を裏切ったなら、その贈物自体が返還されるべきであり、あるいはそれらの代価が彼に与えられるべきであるということは正しい。しかし、贈り物が婦人と近づきになるための手段として採り入れられ、そして彼女の好意を得んがための手段であった場合には、私はそのような男を山師 *adventurer* として見る。特にその婦人の財産と彼の財産との間に不釣合がある場合にそうである。そしてそれ故に、全ての他の山師と同様に危険を冒し、その試みによって失敗した場合、彼は苦痛を受けねばならない」として、彼女の心変りを理由に返還を求めるとはできないと判決している。

このような事件では、その贈与の背後にある動機は、無条件の贈与であることを黙示していると考えられている。二三の判例では、婚約指環以外の贈り物の場合、婚約後の贈り物についても同じような分析を行っている。例えば、*Gikas v. Nicholis, 96 N. H. 177, 71 A. 2d 785 (1950)* では、「婚約指環以外の動産のいろいろな贈り物は、異なった立場の上に立っている。もしも、原告がそれらの返還を求めるにも拘らず、無条件贈与とは異なるという立証を

なし得なければ、法が返還という条件を課さない個人的な贈り物 *gifts* であり、そしてクリスマスプレゼントにより類似したものである。そのような贈り物は、結婚を追い求める際に付随するものと考えられ、回復は通常期待されていない。もしも、返還要求が拒否せられたならば、原告は、婚約指環の返還もしくはその代価の支払を求める訴訟を維持する権利を有するが、しかし、その他の動産の返還を求めることはできない」と判示している。<sup>(9)</sup>

多くの贈り物をめぐる事件においては、当事者が明白な意思表示をなしていないときに、無条件の贈与が意図せられたものか否かを裁判所が決定しなければならぬという困難さがある。勿論、受贈者が詐欺によって贈与を受けたという立証がなされれば、一例えば、結婚を完成させる意思もなく婚約を締結するなどその贈与は、よく知られた衡平法の原理に基づいて回復されるであろう。<sup>(9)</sup>

多くの裁判所は、贈与のなされた状況によって当事者の意思が推測される場合には、当事者の意思の尋問をこまごま行うことを避ける。例えば、当事者の婚約後になされた贈物は、彼等の婚姻を予期しており、婚姻の成立を条件としていと仮定するなどである。<sup>(10)</sup> もしも贈与が、贈り物の象徴的性質を留めている婚約指環の形で行われている場合、この分析は、恐らくは、この問題について当事者が考えたならば、最も欲するであろう結果を生ずべく行なわれる。この問題を論じた代表的判例に次のものがある。すなわち、*Jacobs v. Davis*, [1917] 2 K. B. 552 事件である。この事件では、彼等の婚約に際して、原告によって被告に与えられたダイヤモンドの婚約指環の回復が問題である。その後婚約は、解消するにつき正当な事由を有しない被告によって破棄された。原告は、婚姻が成立しなかった場合には、その指環は返還されるべきであるとする明示の条件付であることを主張した。しかし、裁判官は、その指環が与えられたときに表示せられた条件 *terms* を、原告が説明していたとは納得できないとし、次のように述べる。す

なわち「被告は婚約が破棄される迄数ヶ月間普通の方法で婚約指環としてその指環を身につけていた。彼等はモーゼの立法 *Mosaic law* の下に生活していたが、適用せらるべきはイギリスの法である。それ故イギリス法が婚約指環についてどうであるかということが決定されねばならない。通常、良識は、他の贈り物と共に婚約指環の返還を保証する。そして、婚約指環の歴史は興味のあるものである。われわれは、創世紀の中で、*Rebecca* が *Isaac* と婚約をしたとき、*Abraham* が耳飾り *earrings* を贈ったのを読む。疑いもなくその話は、女性の取引および売買を実行する合意のしるし又は象徴としての当時におけるリングをあらわしている。文明法の時代になると、女性が動産 *chattel* であることをやめ、*Justinian*（ユスティニアヌス）の時代においては、婚姻契約または婚約 *sponsalia* の手附 *arrhabo* または動産質 *pledge* として用いられた指環が見出される。このことは初期のイギリス法の中にも見出される。しかし、今や時代は変わった。婚約指環の起源は忘れられたけれども、婚姻契約を拘束する動産質（証拠）もしくは何かとしての性格を依然として持っている。そして、それは、婚約を破棄した当事者はそれを返還しなければならないとの理解の下で与えられている。指環が動産質か条件附贈与かは、結果は同じである。原告から被告に与えられた婚約指環は、もし被告が婚約を破れば返還されるべきとの黙示の条件のもとに与えられたものである。彼女は契約を破った、そしてそれ故その指環は返さねばならない」と判示している。<sup>(11)</sup>

指環以外の贈り物は、贈与された財産の種類、贈り物がなされたときの理由によって、当事者によって条件付であると考えられたり考えられなかったりする。例えば、クリスマス又は受贈者の誕生日になされた宝石の贈り物は、たとい当事者が婚約者であっても、無条件であると思われる。他方、土地及び金銭は、婚姻の成立を条件として行なわれたものと思われる。何故ならば、その贈与せられた財産は婚姻後両当事者によって使用されるものと思われるから

である。とにかく、多くの裁判所で採用されている大きな経験則は、婚約後の贈り物は条件付であるとし、多くの事件でかなりうまくいっている。

贈与が条件付であると認められると、その婚約が受贈者によって正当の理由なく破棄せられた場合には、回復されるべく判決される。同様に、双方の合意によって終了した場合も回復が認められる。<sup>(12)</sup> 贈与者が正当な事由なく婚約を解消した場合には、自分自身の違法行為によって利益を受けるべきでないという理論に基づいて、その贈与を取り戻すことは許されない。例えば、*Chen v. Sellar*, [1926] 1 K. B. 537 事件<sup>(13)</sup>において、「もしも、指環を受取った女性<sup>(14)</sup>が、その贈り物の条件を満たすことを拒絶すれば、それを返さねばならない。他方、もしも男性が、承認せられている法的な正当事由なしに、その婚約の実行を拒絶すれば、彼は婚約指環の返還を求めることはできな<sup>(15)</sup>いと思われる。」と判示されている。そして、死亡による解消について、「もしもその婚姻が、指環や条件付の贈り物を贈った者の側の死亡や法によって認められた無能力によって成立しない場合には、贈り物は返還されるべきであるという条件が黙示的に了解されているという考えをとる」と判示している。しかし、その点については、反対の見解をとるもの、すなわち、死亡による解消の場合については、贈り物の返還を否定すべきであるとの見解も見受けられる。<sup>(14)</sup>

もしも婚姻が現実に行なわれるならば、そのときには、婚約指環もしくは贈り物は、反対の明示の合意がないときには、受贈者の絶対的財産となる。そして、その財産はその後に起る離婚によって奪われることがないと考えられているようである。<sup>(15)</sup>

第三の場合。婚約者間で、贈与の意思が立証されないような金銭又は財産の譲渡がなされた場合には、その譲渡に対価が伴っていないければ、回復が認められるのが原則であるという。この場合、譲受人は譲渡人のために信託 trust

しているとみなされるからである。しかし、この原則が、婚約者間の法律行為にどの程度まで適用されるかは明らかでない<sup>(16)</sup>とされている。

第四の場合。婚約当事者が婚姻後に使用するために共同で一定の財産(例えば、婚姻生活のための家屋)を購入したような場合の財産関係である。これらの財産に関する当事者の受益権は財産法の一般原則にしたがって決定される。即ち、彼等は、価格に対する各自の分担額の割合にしたがってその物を所有することになる。しかし、右財産の改良あるいは修繕などの分担額に関する地位は明らかでない<sup>(17)</sup>。場合により、裁判官が必要と認めるならば、それに関連して支出した金銭もしくは改良費のために留置権を認めることができる<sup>(18)</sup>との記述もあり、裁判所の判断にまかされている<sup>(19)</sup>。

(1) イギリスにおける婚約違反訴訟廃止法案の勧告等を盛り込んだ The Law Commission (Law Com. No. 26), Breach of Promise of Marriage, 14th October 1969, H. M. S. O. とする報告書の中で、B 「婚約の解消に関する現在の救済策」とあり、その(6)に、「贈り物及び財産の回復 Recovery of Gifts and Property」との項において分けられた分類に従って一応の分類とした。また、佐藤良雄「続・イギリス婚約法に関する覚書(二)」成城大学経済研究四七・四八合併号二二七頁以下にその紹介がなされており参照した。

(2) Law Com. No. 26, p. 4. Homer H. Clark, Jr., The Law of Domestic Relations in the United States, 1968, p. 23. P. R. H. Webb and H. K. Bevan, Source Book of Family Law, 1964, p. 23. Harriet F. Pipbel and Theodora Zavin, Your Marriage and the Law, 1966, p. 34.

(3) 妻の父親が、夫婦の共同名義で一〇〇〇ポンドの銀行預金をなしたケースでは、夫婦二人に対する結婚の贈り物として、<sup>(16)</sup>判例がある。Kelner v. Kelner, [1939] 3 All E. R. 967. Webb and Bevan, op. cit., p. 26.

(4) 合有財産 joint property 財産が二人若しくは二人以上の人に属し、そのうちの一人が死亡した場合には、財産が生存者の所有となり、一人を残して死した場合には生残者権 survivorship により、生存者の所有となる財産。高柳賢三

他編・英米法辞典二四九頁。

- (5) 基本的性質においては人的財産であるが、法によって物的財産の性格や特徴を与えられている財産。法定相続財産 *heir-looms*、墓石、教会にある記念碑、不動産権利証書 *title-deeds to an estate* 等がこの性質を有している。Black's Law Dictionary 4th Ed. Rev. 1973, p. 1382.
- (9) *Samson v. Samson*, [1960] 1 W. L. R. 190 (C. A.), 1 All E. R. 653, 656. *Webb and Bevan*, op. cit., pp. 24~26. *Joseph Goldstein and Jay Katz*, *The Family and the Law*, 1965, p. 568.
- (7) *Leo Orvine McCabe, Cases and Other Materials on Persons and Domestic Relations*, 1986, p. 82. 久貴忠彦「キリス婚約法における諸問題」*阪大法学五九・六〇合併号二二八頁*、ハードウィック卿の言葉の紹介がなされている。また、立石芳枝「アメリカ法における婚約違反」*家族法の諸問題一〇七頁*にも引用されている。
- (8) *Goldstein and Katz*, op. cit., pp. 568~569. *Clark*, op. cit., p. 22.
- (6) *Clark*, op. cit., p. 22.
- (11) *Williamson v. Johnson*, 62 Vt. 378, 20 A. 279 (1890); *Beck v. Cohen*, 237 App. Div. 729, 262 N. Y. S. 716 (1933); *Gikas v. Nichols*, 96 N. H. 177, 71 A. 2d 785 (1950).
- (11) この判例については、久貴・前掲論文二二八・二二九頁に紹介がなされている。なお、日本聖書協会発行の聖書によれば、アブラハムの年長のしもべが、リベカに最初金の鼻輪一つと金の腕輪二つを取って与え、その後、兄のラバンと母ベトエルの承諾後、しもべは銀の飾りと、金の飾り、および衣服を取り出してリベカに与え、その兄と母にも価の高い品々を与えたとある。しもべがつれて来たリベカをイサクがめとって妻としたのである。当事者間の贈与ではなく若干売買婚的な要素がある。
- (12) *Beck v. Cohen*, 237 App. Div. 729, 262 N. Y. S. 716 (1933).
- (13) この判例については、久貴・前掲論文に詳しい紹介がある。
- (14) *Clark*, op. cit., p. 23.
- (15) *Cohen v. Sellar*, op. cit. *Webb and Bevan*, op. cit., p. 24.
- (16) *Law Com. No. 26*, p. 4.

英米法における婚約に伴う贈与とその回復

(17) Law Com. No. 26, p. 5.

(18) Frances W. Kuchler, Law of Engagement and Marriage, 1966, p. 38.

三

先に述べたところを具体的事例に即して検討してみよう。例えば次のようなケースの場合。M女とW男がある年の九月に婚約をし、W男がM女にダイヤモンドの婚約指環を与え、その上に母の形見の真珠のネックレスを与えた。また、W男は、婚姻後の自分らの家庭の家具の購入のための備えとして、特別な銀行口座に預金すべく、M女に毎週五〇ドルを手渡していた。その年のクリスマスにW男はM女に毛皮のジャケットを贈った。その後二人は喧嘩をしたので、W男は高価なコンパクトを和解の贈物としてM女にプレゼントした。また、ある夜の散歩がてらのウインドウショッピングをする間、M女が陳列中のサテンの寝台被いを賞讃したので、W男は翌日それを彼女のために買って驚かせた。二人は六月に結婚予定であった。ところが、M女は他の男性と出会い、恋に落ち入り、W男との婚約を解消しようとした。その上彼女はW男が与えた贈り物の返還をこぼみまた特別口座の金の返還をもこぼんだ。そこで、W男がM女を相手どつて全ての贈与物の返還を訴求した場合に認められるかという例である。<sup>(1)</sup>

一般に婚約後に与えた贈与物は、その贈与が婚約していなかったらなされなかったであろうと思われる場合には、返還が認められる。婚約指環はこの種の条件附贈与の明白な例である。婚約指環は、それを彼女に与えた男と結婚するという約束の交換として与えられるのが普通である。もしも、指環を貰った女性が指環を贈った男性との結婚を拒めば、その女性は指環に対する権利はない。<sup>(2)</sup>

次に、家具購入のための金銭も、M女がW男と結婚するという黙示の条件を満す場合にのみ彼女の物となると考えられており、婚約解消の場合には返還義務を負う。寝台被いは若干問題で、結婚後の共同の寝室用に購入した場合(その場合が多いと考えられているようであるが)には、返還義務を生ずるが、無条件の場合には返還義務は無い。

他方、クリスマスに贈った毛皮のジャケットとかコンパクトとかその他の個人的性格の贈り物 *gifts of a personal nature* は、M女がその結婚を履行するだろうという黙示の条件に基づいてのみ与えられたものではない、無条件の贈物として考えられるであろう。それ故婚約期間中のあらゆる贈り物が必ずしも結婚が行われることを条件とするものではない。この事例で最も問題となるのは、W男の母親のネックレスのM女に対する贈与の場合である。そのネックレスが、その家族に数代にわたって存在していたり、あるいは彼の母がW男に遺言で、それはW男の妻に贈与されるべきものであると要請して彼に遺されたものであると立証出来れば、裁判所は恐らく、W男は自分と結婚するといふ彼女の約束を信頼してM女にそれを与えたのであって、そうでなければ贈与しなかつたであろうと決定するよう(3)に思われている。

この条件附贈与と無条件の贈与との区別は、婚約が双方の合意により解消されたかどうかにも関連する。その様な場合には、裁判所が自分自身の財産を各自に返すよう試みても、彼らは婚約中の小さな贈り物の返還を強くは主張しない。理論的には返還請求権が認められているが、実際上は、合意解消の場合には余り問題とされていない。

クリスマスプレゼント又は誕生日の贈り物は、たとい当事者が婚約しており、その時に贈り物がなされ、その後婚約が解消されたとしても、通常は条件附贈与とは見做されていない。

(1) この事例は *Pipbel and Zavin, op. cit., p. 31.* に掲げられているものを若干アレンジしたものである。以下の分析もそ

の著述に主として依拠してゐる。

(2) *Gikas v. Nicholas*, 96 N. H. 177, 71 A. 2 d 785 (1950).

(3) *Pipel and Zavin, op. cit.*, p. 32.

#### 四

アメリカにおいてはかなりの州において、婚約違反訴訟が廃止せられており、それがために婚約が破棄せられても損害賠償請求は、それらの各州では訴求することができないが、婚約中になされた贈与物の返還については若干問題が残されている。かつてニューヨーク州では、婚約中に贈与された贈与物の返還請求は、裁判所により、婚約破棄訴訟の一種であり、それ故に不適法であると判決されていた<sup>(1)</sup>。しかし、実際問題としては、この考え方は多くの疑問を提起した。前に掲げた例の様に、もしA男がB女と婚約し、家財道具購入のための預金をB女にさせたり、婚約指環を与えたり、宝石類を贈ったりしたところが、B女が一方的に婚約を破棄し、金銭・指環・宝石類の返還を拒否しても、A男の訴求は、「A男は實際上B女の婚約破棄に基づく訴訟を提起しており、その様な訴訟はニューヨークでは認められていない」として却下されることになるからである<sup>(2)</sup>。しかし、贈与物の返還に対する訴訟に婚約違反訴訟を禁止する法を適用すべきか否かについては問題を提起することになった。当時の解釈の下では、無節操な婦人 *crupulous woman* は、相次いで男と婚約をすることができ、お金を得ることもできる。何故ならば、それぞれの婚約者から次々に高価な贈物を貰うことができ、そして、その者から得られるのが限度に達したと思つたときに婚約を解消しても返還を訴求されないことになるからである。その結果、立法者が婚約違反訴訟を廃止したとき、婚約

を破棄せられた婚約者の他方に対する贈与物の回復までも禁止する意向を持っていたかは疑問とする批判が出てくる。可能性としては、立法者はそのような場合について迄は配慮していなかったことである。立法者は、先ず侵害された感情に対して支払われて来た不当な損害賠償に関するものであって、結婚の予期の下に与えられた特定の贈与物の返還を禁止するものではなかったといえよう。そこで実際問題として、そのような財産の回復のための訴訟を認める法案が、ニューヨーク州の両院を一九五〇年に通過したが、州知事により何の説明もなく拒否されたとの事である。<sup>(3)</sup>

一方、当時においても、ニューヨーク州と同じく、婚約違反訴訟を禁止していた州においても、婚約中に贈られた贈与物の返還を求める訴訟を認めている州もある。ニュージャージー州では、婚約違反訴訟を禁止する制定法の通過後提起された最初の事件において、<sup>(4)</sup>返還を認める判決をなしている。事案は、速記者であるS女が法律家であるM男の下で数年間働いていた。S女とM男は婚約をし、そして、五年間M男は、彼らの結婚後の家に入れる家具を購入するのに用いるために、S女の給料から週につき五ドルを天引していた。婚約が解消せられた後、S女は彼らのために天引せられている数百ドル以上の金の返還を求めた。裁判所は、婚約違反訴訟を禁じた制定法は、彼女の財産の返還を求めている本件には適用されないものであるから本訴請求は妨げられないと解した。特に本件の場合には、婚姻契約ではなくして、雇傭契約として特徴づけている。

カリフォルニア州も婚約違反訴訟を禁止した州であるが、特別法によって、贈与物の返還問題を解決している。それによれば、婚約が履行せられるとの仮定の下に与えられた贈与物の返還が正当と思われる場合、もし婚約が両者の合意によって解消したり、又は受贈者によって破綻された場合回復することができる。<sup>(5)</sup>

このような傾向の中で、ニューヨーク州も一九六五年の立法で、譲渡の目的が履行されなかった婚約に基づくときには動産・有価証券の返還または譲渡時の代価の返還、あるいは不動産の捺印証書の解除 *rescission of a deed to real property* が認められる。動産・有価証券の返還、捺印証書の解除を認める代わりに、裁判所は、もしもそうすることが適当だと考えるならば、金銭賠償を認めることも許される。この結果、婚約が履行せられず婚姻が生じなかったときはいつでも、婚姻の予期の下に他方に与えた財産の返還を求める訴訟を提起することができるようになったわけである。従来批判のあった、婚約と見せかけて他方から財産を獲得し、持ち逃げするなどということができなくなった。ある著者の表現によれば、<sup>(4)</sup>「女山師の全盛期 *the heyday of the adventuress* は明らかに終わった。立法者は彼ら自身の愚さの結果から罪のない人々を守るべく最善を尽くしている」という。<sup>(5)</sup> その評価も一応是認できるかもしれない。結局アメリカにおいては、婚約違反訴訟は廃止しても、贈与物の返還請求は、婚約違反訴訟を廃止した理由と同じように無責当事者の保護という観点から復活せざるを得なくなったものと言えよう。

- (1) Clark, *op. cit.*, p. 18.
- (2) Clark, *op. cit.*, p. 19. *Stevens v. Lang*, 99 F. Supp. 259 (S. D. N. Y. 1951).
- (3) Pipel and Zavin, *op. cit.*, p. 33.
- (4) Glazer v. Klughaupt, 116 N. J. L. 507, 185 A. 8 (1936).
- (5) Pipel and Zavin, *op. cit.*, p. 34.
- (6) Kuchler, *op. cit.*, p. 38.

先に述べたように、イギリスでは一九七〇年の「法改正（雜規定）法」Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act, 1970, c. 33 により婚約違反訴訟を廃止すると共に、婚約者間の贈与物の婚約解消後における返還請求に関して規定している。すなわち、第三条において、「(1)もしも合意がなくなったならば、返還されるべきであるという(明示又は黙示の)条件の下に、合意の相手方に財産の贈与をなした婚姻の合意の当事者は、彼がその合意を終らせたという理由だけでは、その財産の回復を妨げられない。(2)婚約指環の贈与は、無条件の贈与であると推定される。この推定は、明示であれ黙示であれ、その指環が、婚姻が何らかの理由によって成立しなかったときには返還されるべきであるとの条件の下に与えられたことを証明することによって覆えされる」と規定しているのである。<sup>(1)</sup>指環については草案になかった規定である。これによれば、婚約指環については、無条件の贈与であるとの推定が行われることになるので、返還請求の認められる場合は少なくなるであろう。<sup>(2)</sup>ただ、この場合も推定規定であるので、反証をあげれば返還請求は認められる。その例としては、その指環が贈与者の先祖伝来のもの *heirloom* であったと立証出来た場合などである。<sup>(3)</sup>従来は、先にアメリカ法の処で述べたように、一般の贈り物と指環とを区別せず、条件附贈与であるか否かを基本とし(多くの場合指環は条件附と考えられていたが)、その婚約解消に正当事由があるか否かとの二つの基準を併わせることによって返還請求が認められるかどうか決められて来た。一般に男から女へ贈与されるが、男が正当な理由なく破棄すれば返還又は回復の請求権がなく、正当事由ある場合には請求権が認められる。女の側から解消すれば返還又は回復の義務があり、解消に正当事由あれば義務なしというふう<sup>(4)</sup>に考えられて来た。そういった点では、随分と思いきった改正であるともいえる。何故このような立法がなされたかとの点については、詳しくは分らないが、理論的には、指環が返還を認められる手付でなくて愛情のしるしとしての贈り物であるということであり、

実際上は、指環を元の婚約者に返すよりも傷つけられた女性に河や溝へ投げ込ます権利を認めた方がよいといふところから修正されたようである。<sup>(5)</sup>その他にも、いずれが有責であるとかの調査を避けるとか、指環の返還を認めないぐらゐの犠牲を負わずぐらゐは認めてもよい等考えられるであろう。

指環以外の贈り物については、それが条件附贈与であるか無条件贈与であるかとの判断がなされなければならず、従来の判例法の適用が認められる。そして、三条一項では、贈与者が婚約を解消したというだけでは返還請求は妨げられないと規定しており、この点で従来の考え方と多少異なる点がある。指環のところでは述べたと同じように、解消と正当事由の有無が問題となっていたのであるが、改正法でも、彼が解消したのではなく、婚約者が解消をせざるを得ないような態度をとった場合には、依然として返還を請求し得ないと解すべきであろうと言われている。<sup>(6)</sup>その点においては、従来の判例理論と大差はないことになる。

- (1) 訳文については、佐藤良雄「イギリス婚約法に関する覚書」成城大学経済研究三八号一一八頁を参照した。
- (2) Judge Brian Grant, *Family Law*, 2nd ed., 1973, p. 4. 佐藤・前掲論文一一九頁。
- (3) P. M. Bromley, *Family Law*, 4th ed, 1971, p. 15. Stephen Cretney, *Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1970, The Modern Law Review*, Vol. 33 p. 536.
- (4) 佐藤・前掲論文一一三三頁参照。
- (5) Cretney, *op. cit.*, p. 536.
- (6) Cretney, *op. cit.*, p. 536.

イギリス法における問題点を Stephen Cretney の指摘する具体的事例に即してみよう。

(1) M男がF女に、婚約指環と周囲を宝石でちりばめた指環を与えた。激しい喧嘩の後、彼は二人の間は全て終わったと言って自分の部屋から彼女を無理に追い出してしまった。この場合、F女は、婚約指環は絶対的贈与と推定されるので保持することができるが、しかし、宝石でちりばめた右指環は条件附贈与であるのでM男が回復することができる。婚約の破綻にM男が責を負うべきか否かは重要でない。

(2) M男がF女に高価な婚約指環を与えた。その後少し経て、彼は、F女が三人の非嫡出子を持ち、他の男と同棲していることを知った。そこで彼はその婚約を解消したが、F女はその婚約指環を保持することができる。

(3) M男とF女は婚約した。M男はF女に婚約指環を与え、F女はおかえしに印章つき指環を彼に与えた。F女は、X男と結婚したためにM男との婚約を破棄した。彼女はその婚約指環を保持する権利をもつし、その印章つき指環の返還を請求できるようにみえる。というのは、それは恐らくは条件附贈与であるし、法の規定する「婚約指環」の意味には恐らくは含まれないからである。

(4) M男はF女に、結婚後居住する家のための家具を多く与えた。彼女は、その後彼が治療を怠ったために性病に患っているのを知った。そこで彼女はその婚約を解消した。その贈り物は、疑いもなく条件附であるけれども、M男は（法の方針に反して）その贈り物を回復することはできないであろう。彼がその合意を解消したのではない。それ故に、彼は「その合意を終らせたという理由だけでは、その財産の回復を妨げられない」という法の規定は、効力が及ばないようにみえる。それ故、<sup>(1)</sup>コモンローが依然適用され、M男が債務不履行者であるので、F女は彼の請求に対して抵抗することができる。

以上の四例を通して判るように、イギリスにおいては婚約破棄訴訟が廃止されているので別訴で婚約破棄の損害賠償請求はできないから、(1)の事例ではF女に不利、(2)の事例ではM男に不利、(3)の事例ではM男に不利といったような感がなくはない。(4)の事例のように法が規定していない場合として、従来のコモンローに従う解決が具体的妥当性を有しているようにも思われる。早急なる結論は出し難く、またその国の実状を实地に調査した結果ではないので、一概には言えないが、従来の判例理論に従うべく、法の文言を限定して解釈し、婚約解消を余儀なくされた場合として、コモンローの適用を認めるケースが増えるのではなからうか。

わが国においては、民法に婚約についての規定を持たず、判例理論として、不当破棄については債務不履行又は不法行為による損害賠償を認め、一方では結納等を条件附贈与として返還請求を認めて調和をはかっている。未だ、わが国では、婚約を強請の手段ともせず、<sup>(2)</sup>又山師の手段ともされていないので、<sup>(3)</sup>従来の考え方を踏襲しても何等差し支えはないように思われる。

(1) Stephen M. Cretney, *Principles of Family Law*, 1974, pp. 182, 183.

(2) 英・米において、婚約違反訴訟の廃止が論議された際に問題となった理由の一つ。拙稿「英米法における婚約違反訴訟の問題点」前掲参照。

(3) ニューヨーク州において、贈与物の返還請求を復活させる際に問題とされた点。本稿五八頁参照。

〈追記〉 本稿は、先に発行せられた関西大学法学論文集第二二六卷四・五・六合併号「明石教授還暦記念号」に登載する予定であった。しかしながら当時学生諸君の学内行事が企画され、学生主任として職責上交渉等の当事者となり、期日内に仕上げることができず、明石教授に失礼することとなってしまった。非常に未熟な短篇で申しわけないと思いつつ明石教授に献げさせていただきます。